

第24回 事故事例に学ぶ

「交差点での自転車と乗用車の事故」



公益財団法人 交通事故総合分析センター
Institute for Traffic Accident Research and Data Analysis

研究部 主任研究員
山口 朗

はじめに

道路交通法では自転車は軽車両として分類されています。そのため道路交通法には自転車の利用に関する様々なルールが規定されており、違反した場合には罰則が科されることになっています。道路交通法で規定されているルールの一例を挙げますと、

- ・歩道と車道の区別があるところでは車道を通行することが原則で、車道の左側を通行しなければならない。
 - ・信号機のない交差点で、一時停止の標識がある場合は一時停止しなければならない。
 - ・酒気を帯びて自転車を運転してはならない。
- などがあります。

そして平成27年に道路交通法の一部が改正され、危険な違反行為を2回以上摘発された自転車運転者には3ヵ月以内に講習を受講することが義務付けられ、受講しなければ5万円以下の罰金が科せられることとなりました。

自転車に関する交通事故の発生状況を整理しますと、自転車が第1当事者もしくは第2当事者として関与した平成27年の交通事故件数は9万8,700件でした。その内、乗用車と衝突して自転車側が死傷した事故は6万8,423件、その71%に当たる4万

8,634件の事故は交差点内で発生しています。つまり自転車に関わった交通事故9万8,700件の約半数は、交差点で乗用車と衝突し自転車側が死傷したということになります(図1)。また交差点での事故の67%に当たる3万2,343件は信号機がない(信号機があっても、消灯している場合や故障している場合を含む)交差点で発生しています(図2)。

そこで今回は、乗用車対自転車の交差点事故について事故事例を参照しながら、事故の発生要因と事故防止のポイントを考えてみたいと思います。

(1) 事故の概要(図3)

事故は8月のよく晴れた平日の午前10時頃、車道幅員6mの県道に並行して走る車道幅員3mの自転車道と、道路幅

員4.5mの市道が交差する交差点で発生しました。辺り一帯は水田が広がるのどかな見通しの良い場所で、Aさん(40歳代、男性)はロードバイクタイプの自転車に乗って、早朝のサイクリングを楽しんだ後、自宅に戻る途中でした。Aさんは自転車道を走行し、一時停止標識のある交差点に差し掛かりましたが、左右の安全確認も一時停止もすることなく交差点に進入し、交差する市道から交差点に進入してきたBさん(60歳代、女性)が運転する普通乗用車と衝突しました。一方、衝突したBさんの事故に至るまでの状況は次の通りです。事故が発生した交差点はいつも通勤の際に利用している通り慣れた場所で、事故当時もいつも通り約40km/hで交差点に向かって走行していました。そして交差点を通過する

図1 自転車(第1当事者および第2当事者)が関与した死傷事故件数

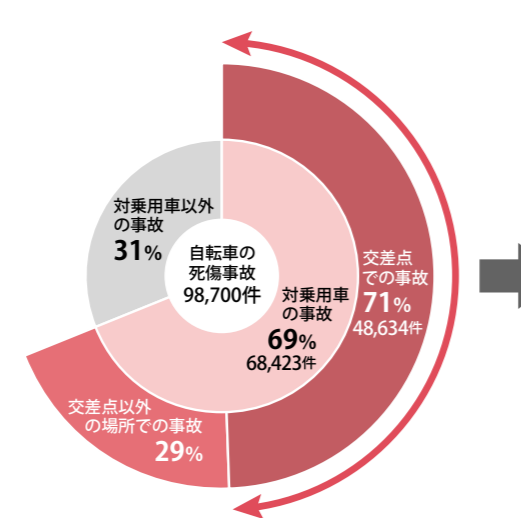


図2 自転車(第1当事者および第2当事者)対乗用車の交差点事故の信号ありなしの比率

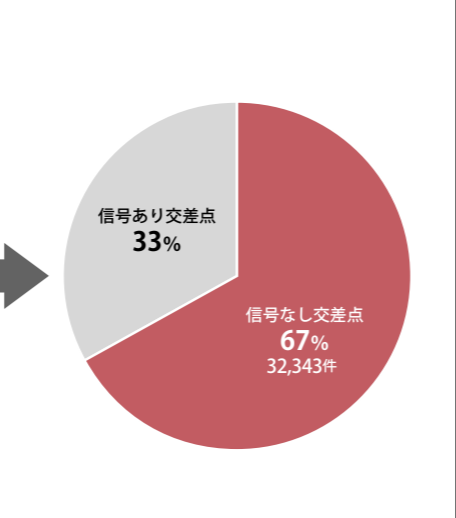
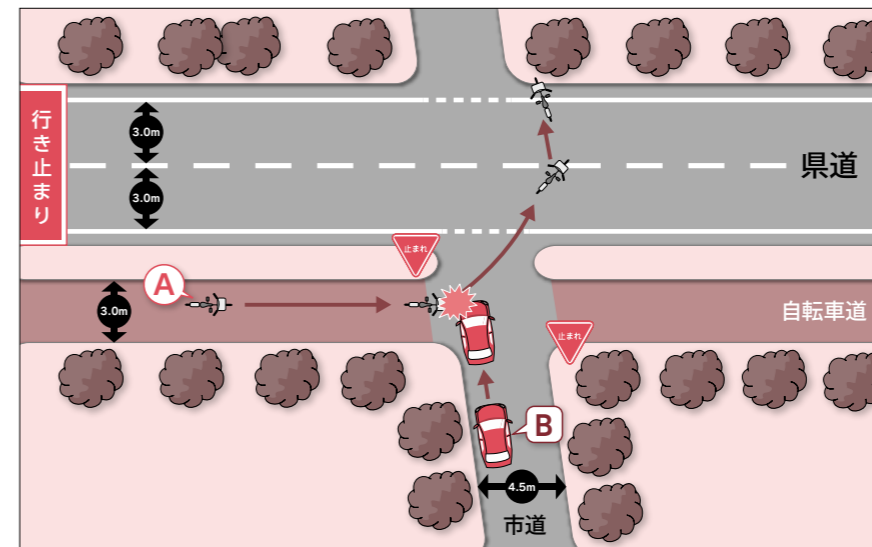


図3 事故事例 現場見取図



際は、交差する県道の左側が行き止まりだったこともあり、右側の安全確認ばかりに気を取られて左側から接近してきたAさんに気付くのが遅れ、Aさんに気付いてすぐに急ブレーキをかけたが停止できずに衝突してしまったということでした。

この事故でAさんは顔面を乗用車のフロントガラスに強打して頬骨と目の周囲の骨(眼窩)を骨折し、また脛の外側の骨(腓骨)も骨折するという重傷を負いました。

Aさんの話

夏の暑い日が続いていてその日も朝からよく晴れていましたが、まだ早朝だったということもあって比較的過ごしやすい、サイクリングには丁度良い気温でした。事故を起こしたときはひとしきりサイクリングを楽しんだ後、自宅に戻る途中でしたので、少し疲れもありました。県道と並行して走る自転車道を走行していて、しばらく周囲に自動車や歩行者がいなかったため、ついスピードが上がってしまい、今考えると交差点でなぜ安全確認をしなかったのか反省するばかりですが、その時は交差点が近づいてきても交差点を通過するという意識はなく、一時停止標識も視界には入っていませんが、全く意識せずに交差点に進入してしまいました。交差点に進入してから衝突までは全く記憶がなく、気が付いた時には並走していた車道の反対側まで飛ばされて意識が朦朧としていました。

Bさんの話

事故が起きた交差点は通勤で毎日利用していて、県道と並行して自転車道が通っていることも知っていました。その交差点は見通しが大変良く、県道の左側が行き止まりで交通量も少なかったこともあり、少し油断していたかもしれません。自転車道側には一時停止標識があるので、自転車は標識に従って停止してくれるものと思い込み、自転車道を通過した先の県道の手前まで行って止まるつもりでした。交差点に差し掛かり自転車道を通過しようとした時、急に左側の視界に自転車が見えたので急ブレーキをかけたが間に合わず、自転車と衝突してしまいました。自転車と衝突したのはブレーキを掛けたとほぼ同時だったと思います。ほとんど減速できないまま衝突して「ドンッ」という衝撃とともに気が動転して何が起きたのか頭の中で整理できませんでしたが、気が付いたらフロントガラスのほとんどが割れて、衝突した自転車は道路の反対側まで飛ばされていました。

(2) 事故の要因

事故の最大の要因は、Aさんが一時停止標識がある交差点であるにもかかわらず、一時停止することなく交差点に進入したことにあります。またサイクリングを趣味にしていたAさんが乗っていたのは走行性能が高いロードバイクタイプの自転車でした。その自転車で一時停止標識を無視して速度を落とすことなく交差点に進入したため、事故が発生した時は、かなり速いスピードが出ていたと考えら

れます。自転車には自動車のような免許制度はないものの自動車と同じ車両の仲間ですので、自動車と同様に道路標識に従って走行しなければなりません。

Bさんの行動にも事故要因があったと考えられます。交差する道路側に一時停止標識があるからと言って、交差点を通過する際に安全確認をしなくてよいということにはなりません。事故が起きた交差点は自動車が走行する県道と自転車道の2つの道路と交差する交差点で、Bさんは自転車道を通過する際に全く安全確認をしていませんが、自転車道も県道と同じように自転車が来るかもしれないということを想定して安全確認をしながら通過するべきでした。

(3) 事故防止のポイント

今回の事故は、Aさんの「一時不停止」によって起きた事故です。その原因は、サイクリングの爽快さによって気持ちが緩んでいたことありますが、交通ルールを守るという自転車に乗る上での基本ができていないことによるものと言えます。Aさんは自動車の普通免許も持っていますが、自転車に乗るときにも自動車を運転するときと同じ意識で交通ルールを守ろうとしていたでしょうか? 冒頭にも書きましたが、道路交通法において自転車は軽車両と位置付けられ、様々な交通ルールが規定されています。自転車を利用する人は、自分の身を守るためにも、歩行者に衝突してケガを負わせないためにも、どのような交通ルールが規定されているかを確認し、交通ルールを守って安全に走行しなければなりません。

最後に自転車を安全に利用するために定められた「自転車 安全利用五則」を紹介したいと思います。

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子供はヘルメットを着用